

甲状腺疾患看護研究会 役員規程

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、甲状腺疾患看護研究会（以下「当会」という。）の役員会における役員の選任、就任、退任、服務、その他役員に関する基本的事項について定めたものである。ここに定める以外の事項は、会則及び役員会の決定に従うものとする。

第2章 選任及び退任

第2条（役員の構成）

1. 代表 1名
2. 副代表 1名
3. 書記 1名
4. 会計 1名
5. 監事 1名
6. 教育委員 2名程度
7. 広報委員 2名程度
8. 研究会実行委員 2名程度

第3条（役員の選任）

1. 役員の選任は、役員からの推薦又は立候補を受け、役員会の決議によるものとする。
2. 代表・副代表は、役員の中から互選する
3. 役員は会員の中から選出する
4. 役員に就任することを承諾した場合は、就任承諾書を事務局へ提出しなければならない。

第4条（役員の任期）

役員の任期は2年1期として、任命された年の4月1日から2年間とし、再任を妨げない。ただし、同一の役員に引き続き6年を超えて就任することはできない。

設立年については、2023年12月7日～2026年3月31日を任期とする。

第5条（役員の退任）

役員の退任は任期満了、辞任によって退任とする。任期満了前に辞任する場合は、原則3か月前に役員会代表へ申し出る。退任した役員の後任が必要な場合は、役員会の承認を得て、退任した役員の任期を引き継ぐ。

第3章 服務

第6条 (任務)

1. 代表は、研究会の代表として会務を統括する。当会の年間活動計画を立案し、役員会の承認を得る。活動の遂行のために役割分担を役員へ指示する。
2. 副代表は、会務の支援を行い、代表と共に当会の活動を推進する。また、代表不在時は代行する。
3. 書記は、役員会に関わる管理を行う。役員会の開催通知および出欠確認、議事録の作成を担う。
4. 会計は、会計事務を行うとともに、予算案の作成及び決算報告を行う。
5. 監事は、前年度の会計及び活動執行の監査を行う。監査結果は役員会議事録に記す。
6. 教育委員は、会員に対し、甲状腺疾患看護に関する教育の機会を提供し、甲状腺疾患看護の質の向上に努める。また、甲状腺疾患看護に関する知識や技術の標準化など、当会の目的に準じた教育的活動を実施する。
7. 広報委員は、研究会の目的や活動について内外にアピールし、知名度を上げる。また様々な媒体を通じて会員間の情報交換や交流をサポートする。
8. 研究会実行委員は、年1回、研究会を開催し、最新の知見や情報交換の場を提供する。

第7条 (委員会)

当会は、目的に沿った活動を行うため教育委員会・広報委員会・研究会実行委員会を設置する。

1. 委員会の委員長と副委員長は役員が努める。
2. 委員は会員の中から役員の推薦または立候補を受け選任される。
3. 委員の人数は2～4名程度とする（役員を除く）
4. 委員の任期は2年1期として、任命された年の4月1日から2年間とし、再任を妨げない。ただし、同一の委員に引き続き6年を超えて就任することはできない。

第4章 その他

第8条 (役員報酬)

1. 当会は当面の間、会費を徴収しない団体であることから、役員への報酬は設けない。

第9条 (禁止事項)

1. 当会の活動によって知り得た医療機関等の機密情報や個人情報を第三者に漏洩してはならない。役員退任後も同様とする。ただし、情報を発信した者に許可を得た場合はこの限りではない。

第10条 (規程の変更)

本規程の改訂には、役員会において承認を必要とする。

附 則

第1条 (施行期日)

この規程は、2023年12月7日から施行する。